

光モバイル（UQ）サービス契約約款
(コミュファ光モバイル(UQ))

平成29年4月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条（約款の適用）
 - 第2条（約款の変更）
 - 第3条（用語の定義）
- 第2章 光モバイル（UQ）サービスの種類
- 第4条（光モバイル（UQ）サービスの種類）

第3章 契約

- 第5条（契約の単位）
- 第6条（光モバイル（UQ）申込の方法）
- 第7条（光モバイル（UQ）申込の承諾）
- 第8条（基本契約期間等）
- 第9条（契約者識別番号）
- 第10条（光モバイル（UQ）サービスの利用の一時中断）
- 第11条（契約者の氏名等の変更の届出）
- 第12条（光モバイル（UQ）サービス利用権の譲渡禁止）
- 第13条（契約者が行う光モバイル（UQ）サービス契約の解除）
- 第14条（当社が行う光モバイル（UQ）サービス契約の解除）
- 第15条（その他の提供条件）

第4章 利用中止及び利用停止

- 第16条（利用中止）
- 第17条（利用停止）

第5章 通信

- 第18条（インターネット接続サービスの利用）
- 第19条（電波伝播条件による通信場所の制約）
- 第20条（相互接続に伴う通信）
- 第21条（通信利用の制限）
- 第22条（通信の利用を制限する措置）

第6章 料金等

- 第23条（料金及び工事に関する費用）
- 第24条（利用料金の支払義務）
- 第25条（パケット料金の支払義務）
- 第26条（契約解除料の支払義務）
- 第27条（手続きに関する料金の支払義務）
- 第28条（工事に関する費用の支払義務）
- 第29条（料金の計算及び支払い）
- 第30条（割増金）
- 第31条（延滞利息）

第7章 保守

- 第32条（契約者の維持責任）

第 33 条（契約者の切分責任）
第 34 条（修理又は復旧）
第 35 条（修理又は復旧の場合の暫定措置）

第 8 章 損害賠償等

第 36 条（責任の制限）
第 37 条（免責）

第 9 章 雜則

第 38 条（承諾の限界）
第 38 条の 2(無線事業における利用の禁止)
第 39 条（利用に係る契約者の義務）
第 40 条（法令に規定する事項）
第 41 条（閲覧）

別記

- 1 契約者の地位の承継
- 2 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 3 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 4 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等
- 5 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱
- 6 自営端末設備の電波法に基づく検査
- 7 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱
- 8 自営電気通信設備の電波法に基づく検査
- 9 課金対象パケットの情報量の測定等
- 10 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合の取扱
- 11 自営端末設備の接続
- 12 自営電気通信設備の接続
- 13 検査等のための自営端末設備の持込み
- 14 光モバイル（UQ）サービスの利用における禁止行為
- 15 当社の維持責任
- 16 管轄裁判所
- 17 情報提供

別表

料金表

通則

- 第 1 表 料金
第 2 表 工事に関する費用

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、この光モバイル（UQ）サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより光モバイル（UQ）サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することができます。この場合、料金その他のサービスの提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
光モバイル（UQ）サービス	UQコミュニケーションズ株式会社（以下「特定事業者」といいます。）の電気通信回線設備を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、特定事業者の無線基地局設備と当社が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
電子メール	メールアドレスを利用してメールサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により通信の情報の蓄積又は再生等を行うこと
メールサービス契約約款	当社が別に定めるメールサービス契約約款
メールサービス	メールサービス契約約款に基づき、当社が提供するメールサービス
メールサービス契約	当社からメールサービスの提供を受けるための契約
サービス取扱所	光モバイル（UQ）サービスに関する業務を行う事業所
光モバイル（UQ）サービス契約	当社から光モバイル（UQ）サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と光モバイル（UQ）サービス契約を締結している者
光モバイル（UQ）申込	光モバイル（UQ）サービス契約の申込み
料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営

	電気通信設備であって、光モバイル（UQ）サービス契約に基づいて使用されるもの
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
WiMAX 基地局設備	無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号。以下「無線設備規則」といいます。) 第 49 条の 28 に定める条件に適合する無線基地局設備
WiMAX 機器	WiMAX 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
UQ 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
MAC アドレス	WiMAX 機器ごとに定められている固有の番号
認証情報	光モバイル（UQ）サービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、WiMAX 機器の認証に使用するもの
セッション	当社（特定事業者又は特定提携事業者を含みます。）の電気通信設備において WiMAX 機器に係る IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。）の割り当てを維持している状態
契約者回線	光モバイル（UQ）サービス契約に基づいて無線基地局設備と当社が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
契約者識別番号	契約者を識別するための番号であって、光モバイル（UQ）サービス契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
利用回線	当社の光ネットサービス契約約款に規定する光ネットサービス、光ネットアクセスサービス契約約款に規定する光ネットアクセスサービスの契約者回線又は光ネット集合一括サービス利用契約約款に規定する契約者回線
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光モバイル（UQ）サービスの種類

(光モバイル（UQ）サービスの種類)

第4条 光モバイル（UQ）サービスには、次の種類があります。

種類	内容
光モバイル（UQ）サービス	無線基地局設備(その無線局の免許人が特定事業者であるものに限ります。)と契約者が指定するWiMAX機器との間に電気通信回線を設定して、パケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信サービス

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1の契約者回線ごとに1の光モバイル（UQ）サービス契約を締結します。

2 光モバイル（UQ）サービス契約は、利用回線1回線若しくは1のメールサービス契約に対して5を上限とします。

(光モバイル（UQ）申込の方法)

第6条 光モバイル（UQ）申込をするときは、当社所定の契約申込書に記載しサービス取扱所に提出手続（オンラインサインアップによるものを含みます。）を行っています。（電磁的方法による提出を含みます。）又はインターネット（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。）を経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所に提出していただきます。

2 光モバイル（UQ）申込を行うことができる者は、利用回線の申込みを行い、当社が当該サービスの提供を開始している者若しくはメールサービスの申込みを行い、当該サービスの提供を開始している者に限ります。

(光モバイル（UQ）申込の承諾)

第7条 光モバイル（UQ）サービス契約は、光モバイル（UQ）申込に対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第5条（契約の単位）第2項に規定する上限を超過するとき。
- (2) 第6条（光モバイル（UQ）申込の方法）第2項に該当しないとき。
- (3) 申込みをした者が、過去に第14条（当社が行う光モバイル（UQ）サービス契約の解除）に定める理由により解除されたことがあるとき、又は過去に第17条（利用停止）に定める理由により利用停止を受けたことがあるとき、若しくはそのおそれがあるとき。
- (4) 前条に基づき申し込まれた内容に虚偽の記載があったとき。
- (5) 光モバイル（UQ）サービスを提供することが技術的その他の理由により困難なとき。
- (6) 第39条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) 第38条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (8) 当社（特定事業者を含みます。）の業務の遂行上著支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。
- (9) その他当社が適当でないと判断したとき。

(基本契約期間等)

第8条 光モバイル（UQ）サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより基本契約期間及び契約期間があります。

2 契約者は、前項の基本契約期間及び契約期間内に光モバイル（UQ）サービス契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（契約者識別番号）

第9条 光モバイル（UQ）サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、光モバイル（UQ）サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
3 前項の規定により、光モバイル（UQ）サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（光モバイル（UQ）サービスの利用の一時中断）

第10条 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、光モバイル（UQ）サービスの利用の一時中断（その請求のあった光モバイル（UQ）サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（契約者の氏名等の変更の届出）

第11条 契約者は、氏名、名称、住所、その他光モバイル（UQ）サービス契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出でいただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3 前2項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。
4 当社は、本条第1項の契約事項の変更の届出があった場合、第7条（光モバイル（UQ）申込の承諾）の規定に準じて取扱います。

（光モバイル（UQ）サービス利用権の譲渡禁止）

第12条 光モバイル（UQ）サービスに係る利用権（契約者が契約に基づいて光モバイル（UQ）サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡することができません。

（契約者が行う光モバイル（UQ）サービス契約の解除）

第13条 契約者は、光モバイル（UQ）サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 当社は、前項による通知が毎月25日までに当社に到達した場合は、当該月の末日をもって、また、毎月26日以降末日までに到達した場合は当該月の翌月末日をもって光モバイル（UQ）サービス契約の解除を行います。

(当社が行う光モバイル（UQ）サービス契約の解除)

- 第14条 当社は、第17条（利用停止）の規定により光モバイル（UQ）サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないときには、その光モバイル（UQ）サービス契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、光モバイル（UQ）サービスの利用停止をしないでその光モバイル（UQ）サービス契約を解除することができるものとします。
- (1) 契約者が第16条（利用中止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合、又は申込みの際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
 - (2) 契約者に対する差押え、又は仮差押えの申し立てがあったとき。
 - (3) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。
 - (4) 契約者と連絡が取れず、当社が光モバイル（UQ）サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。
 - (5) 契約者の居住地が判明しないとき。
 - (6) 契約者が死亡又は解散したことを当社が知ったとき。
- 3 当社は、契約者が利用回線に係る契約及びメールサービス契約を解除したときは、その光モバイル（UQ）サービス契約を解除します。
- 4 当社は、前3項の規定によりその光モバイル（UQ）サービス契約を解除しようとするときは、原則としてあらかじめ契約者にその旨を通知します。ただし、光モバイル（UQ）サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるときは、この限りではありません。

(その他の提供条件)

- 第15条 光モバイル（UQ）サービス契約に関するその他の提供条件については、別記1に定めるところによります。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第16条 当社は、次の場合には、光モバイル（UQ）サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第21条（通信利用の制限）又は第22条（通信の利用を制限する措置）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、本条の規定により光モバイル（UQ）サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第17条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（光モバイル（UQ）サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、又は第3号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、サービス取扱所に提出していただくまでの間）、その光モバイル（UQ）サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) 光モバイル（UQ）申込に当たって事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第11条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
- (4) 第39条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 契約者回線に**無線機器**を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 別記2若しくは3の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等（別記4に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない無線機器の契約者回線への接続を取りやめなかつたとき。
- (7) 別記5、又は6の規定に違反したとき。
- (8) 第38条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。

2 当社は、本条の規定により光モバイル（UQ）サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。

ただし、第11条（契約者の氏名等の変更の届出）に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には、通知を行ったものとみなします。

3 本条に基づき光モバイル（UQ）サービスの利用停止がなされた場合でも、光モバイル（UQ）サービス契約が解除されるまでの期間の光モバイル（UQ）サービスに係

る料金等を支払う義務を負います。

第5章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

- 第18条 契約者は、インターネット接続サービス（光モバイル（UQ）サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用するすることができます。
- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(電波伝播条件による通信場所の制約)

- 第19条 通信は、その無線機器がサービス区域内に在籍する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2 本条に規定するサービス区域については、特定事業者のUQ通信サービス契約約款に準ずるものとします。
- 3 光モバイル（UQ）サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
- 4 光モバイル（UQ）サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 5 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。
- 6 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWi-Fi機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。
- 7 電波状況等により、光モバイル（UQ）サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第20条 削除

(通信利用の制限)

- 第21条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための通信利用の制限については、特定事業者のUQ通信サービス契約約款に準ずるものとします。

(通信の利用を制限する措置)

第22条 前条の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用又は光モバイル（UQ）サービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

- (1) 通信について、1の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符合が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。
- (2) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社、特定事業者又は特定提携事業者の電気通信設備を占有する等、パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社又は特定事業者の電気通信設備を占有する等、その通信が光モバイル（UQ）サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (3) 契約者が別記14に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断又は制限を行うこと。

第22条の2 当社（特定事業者を含みます。）は、一般社団法人インターネットコンテナツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社（特定事業者を含みます。）が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第6章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

- 第23条 当社が提供する光モバイル（UQ）サービスの料金は、利用料金、パケット料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。
- 2 当社が提供する光モバイル（UQ）サービスの工事に関する費用は、工事に関する費用とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。
- 3 当社が光モバイル（UQ）サービス契約に基づいて契約者回線の開通に係るUQ通信網への登録を行った日を契約者回線の提供を開始した日とします。

(利用料金の支払義務)

- 第24条 契約者は、その光モバイル（UQ）サービス契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して光モバイル（UQ）サービス契約の解除があった日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（利用料金）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りでありません。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により光モバイル（UQ）サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、光モバイル（UQ）サービスを利用できなかつた期間中の料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりその光モバイル（UQ）サービスを全く利用することができない状態（その光モバイル（UQ）サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光モバイル（UQ）サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(パケット料金の支払義務)

- 第25条 契約者は、その光モバイル（UQ）サービス契約（料金表第1表第1基本利用料）に規定するステップの適用を受けているものに限ります。）に係るパケット通信（その契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について、別記9の規定に

より測定した情報量と料金表第1表（料金）第2（パケット料金）の規定に基づいて算定したパケット料金を支払っていただきます。

- 2 契約者は、パケット料金について、当社の機器（特定事業者又は協定事業者の機器を含みます。）の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記10に規定する方法により算定した料金額を支払っていただきます。

（契約解除料の支払義務）

第26条 契約者は、基本契約期間中に光モバイル（UQ）サービス契約の解除があつたときは、料金表第1表（料金）第4（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第27条 契約者は、光モバイル（UQ）サービスに係る契約の申込み又は手続きをする請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその光モバイル（UQ）サービス契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事に関する費用の支払義務）

第28条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に定める工事に関する費用の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその光モバイル（UQ）サービス契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があつたときは、この限りでありません。この場合、既にその工事に関する費用が支払われているときは、当社は、その工事に関する費用を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用の支払いを要します。

（料金の計算及び支払い）

第29条 料金の計算方法ならびに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第30条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金の支払いを要します。

(延滞利息)

第31条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.6%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

(契約者の維持責任)

第32条 契約者は、無線機器を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、契約者は、無線機器を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第33条 契約者は、**無線機器**が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社（特定事業者を含みます。）の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社（特定事業者を含みます。）が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が**無線機器**にあったときは、契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(修理又は復旧)

第34条 当社は、当社又は特定事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第21条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するものとし、その修理又は復旧の順位については、特定事業者のUQ通信サービス契約約款に準ずるものとします。

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第35条 当社は、当社又は特定事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第8章 損害賠償等

(責任の制限)

第36条 当社は、光モバイル（UQ）サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光モバイル（UQ）サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、光モバイル（UQ）サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光モバイル（UQ）サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）第1（利用料金）に規定する基本利用料

(2) 料金表第1表（料金）第2（パケット料金）に規定するパケット通信料（その光モバイル（UQ）サービス契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態が連續した期間の初日の属する料金月の前6料金月における1光モバイル（UQ）サービス契約当たりの1日平均のパケット通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により光モバイル（UQ）サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第37条 当社は、光モバイル（UQ）サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により無線機器の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている無線機器の改造等をしなければならなくなったりしたときは、当社は、その変更に係る無線機器の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第9章 雜則

(承諾の限界)

第38条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(無線事業における利用の禁止)

第38条の2 契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線ＬANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

(利用に係る契約者の義務)

第39条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。なお、この場合はすみやかにサービス取扱所に通知していただきます。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 無線機器に登録されている契約者識別番号を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で光モバイル（UQ）サービスを利用しないこと。

なお、別記14に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

2 契約者は、前項各号の規定に違反して当社（特定事業者を含みます。）又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(法令に規定する事項)

第40条 光モバイル（UQ）サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第41条 当社は、この約款において当社が別に定めることとしている事項については、閲覧に供します。

別記

1 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地位を承継した法人は、これを証明する書類を添えて、サービス取扱所に届け出でていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出でていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) 契約者は、(1)の届出を怠った場合には、第11条（契約者の氏名等の変更の届出）第3項から第4項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

2 無線機器に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができます。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその無線機器の接続を取りやめていただきます。

3 削除

4 無線機器が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

5 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。）の規定に基づき、特定事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2)の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認

められないときは、契約者回線へのその無線機器の接続を取りやめていただきます。

6 無線機器の電波法に基づく検査

別記5に規定する検査のほか無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱については、別記5の(2)及び(3)の規定に準ずるものとします。

7 削除

8 削除

9 課金対象パケットの情報量の測定等

課金対象パケットの情報量は、WiMAX基地局設備とインターネットとの間に設置した当社（特定事業者又は協定事業者を含みます。以下、別記10において同じとします。）の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

10 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い

(1) 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく通信料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

11 無線機器の接続

(1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、無線機器無線機器にあっては、契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記11において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(ア) その接続が別記4の技術基準等に適合しないとき。

(イ) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (ア) 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (イ) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その無線機器を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

12 削除す。

13 検査等のための**無線機器**の持込み

契約者は、次の場合には、その**無線機器**を、当社が指定した期日にサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 別記2又は11の規定に基づく**無線機器**の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく**無線機器**の検査を受けるとき。

14 光モバイル(UQ)サービスの利用における禁止行為

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為
- (4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。
- (5) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれのある行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等)
- (9) 光モバイル(UQ)サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 他人になりすまして光モバイル(UQ)サービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (11) 他の契約者等の個人情報を収集又は蓄積する行為。
- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放

置する行為

- (13) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (15) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (16) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (17) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (18) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する様でリンクを張る行為
- (20) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした**無線機器**を設置する行為。公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (21) 当社が提供する光モバイル（UQ）サービスを、当社の承諾なしに契約者以外に提供する行為

15 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

16 管轄裁判所

この契約に関する訴訟については、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

17 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

料 金 表

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 光モバイル（UQ）サービスの料金及び工事に関する費用は、この光モバイル（UQ）サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 料金の計算は、この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
- 3 当社は、契約者がその光モバイル（UQ）サービス契約に基づき支払う料金のうち、利用料金及びパケット料金は料金月（その通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通信料については、その通信を開始した日を含む料金月とします。）に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従つて隨時に計算します。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(基本利用料の日割り)

- 5 当社は、次の場合が生じたときは、基本利用料をその利用日数に応じて日割りします。ただし、料金表に別に定める場合は、この限りでありません。
 - (1) 第27条（利用料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (2) 3の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 6 5(1)の規定による基本利用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第27条（利用料金の支払義務）第2項第3号に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 7 5(2)の規定による基本利用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 10 前項の場合において、料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い等)

11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

12 当社は、当社が請求することとなる料金、工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

13 第27条（利用料金の支払義務）から第30条（工事に関する費用の支払義務）までの規定により料金表に定める料金支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 13において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

(注2) この料金表において消費税相当額込（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった額については、消費税相当額込に定める額に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することができます。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内容				
(1) 基本利用料の料金種別	<p>ア 光モバイル（UQ）サービスには、次の基本利用料の料金種別があります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>基本利用料の料金種別</td></tr> <tr><td>ステップ</td></tr> <tr><td>フラット</td></tr> <tr><td>フラット年間パスポート</td></tr> </table> <p>イ 契約者は、光モバイル（UQ）サービス契約の申込みに際して、基本利用料の料金種別を選択していただきます。ただし、メールサービスと同時利用の場合には、ステップ、フラット年間パスポートに限ります。</p> <p>ウ 契約者は、基本利用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本利用料を適用します。ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。</p>	基本利用料の料金種別	ステップ	フラット	フラット年間パスポート
基本利用料の料金種別					
ステップ					
フラット					
フラット年間パスポート					
(2) 基本契約期間及びフラット年間パスポート基本契約期間並びにフラット年間パスポート契約期間内に光モバイル（UQ）サービス契約の解除があった場合の料金の適用（契約解除料）	<p>ア 光モバイル（UQ）サービスには、その適用を開始した日を含む30日間の基本契約期間があります。</p> <p>イ フラット年間パスポートには、フラット年間パスポート基本契約期間及びフラット年間パスポート契約期間の2の契約期間があります。</p> <p>ウ フラット年間パスポート基本契約期間は、その適用を開始した日を含む料金月から起算して12料金月が経過することとなる料金月の末日（以下「年間パスポート基本契約期間満了日」といいます。）をもって満了となります。</p> <p>エ フラット年間パスポート基本契約期間が満了した場合は、満了した日の翌日にフラット年間パスポート契約期間を開始するものとします。</p> <p>オ フラット年間パスポート契約期間はその適用を開始した日（以下「年間パスポート契約期間更新日」といいます。）を含む料金月から起算して12料金月が経過することとなる料金月の末日（以下「年間パスポート契約期間満了日」といいます。）をもって満了となります。</p> <p>カ 当社はオの規定によりフラット年間パスポート契約期間が満了した場合は、満了した日の翌日にフラット年間パスポート契約期間を更新するものとします。</p> <p>キ 契約者は、フラット年間パスポートの適用を受けている光モバイル（UQ）サービス契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、イに定める契約期間に応じ、（ア）に定めるフラット年間パスポート契約解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、支払いを要しません。</p> <p>（ア）フラット年間パスポート契約解除料</p> <p>1 光モバイル（UQ）サービス契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>契約期間</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> </table>	区分	契約期間	料金額	
区分	契約期間	料金額			

	フラット年間パスポート契約解除料	フラット年間パスポート 基本契約期間 フラット年間パスポート 契約期間	9,500円 5,000円
(イ) 適用除外要件			
①年間パスポート契約期間更新日を含む月（以下「更新月」といいます。）又は年間パスポート基本契約期間満了日あるいは年間パスポート契約期間満了日又に契約の解除があったとき。			
②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。 ク 契約者は、光モバイル（UQ）サービス契約の解除に伴ってフラット年間パスポート契約解除料が発生した場合は、第26条（契約解除料の支払義務）の規定にかかわらず、その契約解除料の支払いを要しません。			

2 料金額

2 基本利用料

区分		料 金 額 (1の光モバイル(UQ)サービス契約ごとに月額)
基本利用料	ステップ	361円
	フラット	4,000円
	フラット年間パスポート	3,466円

第2 パケット料金

1 適用

区分	内容
(1) パケット料金の算定	<p>ア パケット通信料は、光モバイル（UQ）サービス契約ごとに、1料金月におけるパケット通信の総情報量（各セッションの設定から切断までの間に測定した情報量（WiMAX機器又はインターネットに到達しなかったものを含みます。）の合計とします。）について、128バイトまでごとに1の課金パケットとして算出します。</p> <p>イ パケット通信に係る情報量は、WiMAX基地局設備とインターネットとの間に設置した特定事業者の機器により単位測定時間（セッションの設定時刻から当社が別に定める間隔ごとに区切った各時間をいいます。以下同じとします。）ごとに集計します。</p> <p>ウ 単位測定時間の開始時刻と終了時刻とが異なる料金月に属する場合は、その単位測定時間の情報量（フラット又はフラット年間パスポートが適用される料金月のパケット通信に係るもの）を終了時刻が属する料金月の情報量とみなして取り扱います。</p> <p>エ ウの規定は、機器の故障等により2以上の連続する単位測定時間の情報量を区別することができなかった場合には、それらを合わせて1の単位測定時間とみなして適用します。</p> <p>オ 契約者は、光モバイル（UQ）サービス契約ごとの1料金月の課金パケット数のうち、9,050課金パケットまでの部分については、そのパケット通信料の支払いを要しません。</p>

(2) 上限額の適用	<p>契約者は、光モバイル（UQ）サービス契約ごとに、(1)の規定により出した1料金月のパケット通信料の額が次表の上限額を超える場合は、その超えた額の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 300 933 332">区分</th><th data-bbox="933 300 1391 332">料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 332 933 377">上限額</td><td data-bbox="933 332 1391 377">4,096円</td></tr> </tbody> </table>	区分	料金額	上限額	4,096円
区分	料金額				
上限額	4,096円				
(3) 正しく算定できなかった場合の取扱い	<p>契約者は、パケット通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、光モバイル（UQ）サービス契約ごとに、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1光モバイル（UQ）サービス契約当たりの1日平均のパケット通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1光モバイル（UQ）サービス契約当たりの1日平均のパケット通信料に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>				

2 料金額

区分	単位	料金額
パケット通信料	1の課金対象パケットごとに	0.04円

第3 契約解除料

区分	単位	料金額
契約解除料	1の光モバイル（UQ）サービス契約ごとに	2,000円

第4 手続きに関する料金

1 適用

区分	内容	
(1)手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	契約事務手数料	光モバイル（UQ）サービスの契約の申込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

2 料金額

区分	単位	料金額
契約事務手数料	1契約ごとに	3,000円

第2表 工事に関する費用

特定事業者のUQ通信サービス契約約款に規定する料金額と同額とします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年6月30日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年12月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(フラット年間パスポートの特例措置)

第3条 平成24年12月1日から平成25年2月28日までの間に光モバイル(UQ)サービスの申込みを行うと同時に、当社が別に定める機器の購入申出を行い、平成24年12月1日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者については、購入申出のあった機器の販売価格を通常販売価格より10,000円を減額するものとします。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年2月12日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(フラット年間パスポートの特例措置)

第3条 平成25年2月12日から平成25年3月31日までの間に光モバイル(UQ)サービス(フラット年間パスポートに限ります。以下、附則本条において同じとします。)の申込みをし、平成25年2月12日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者には、当該申込に係る料金表 第1表第3の2(料金額)に規定する契約事務手数料3,000円を减免します。

また、平成25年2月12日から平成25年3月31日までの間に光モバイル(UQ)サービス(フラット年間パスポートに限ります。)の申込みをし、平成25年2月12日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者には、当該申込みに係る利用開始月及び基本契約期間において、料金表 第1表第1の2(料金額)に規定する基本料に2,514円を適用します。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(フラット年間パスポートの特例措置)

第3条 平成25年3月1日から平成25年3月31日までの間に光モバイル(UQ)サービスの申込みを行うと同時に、当社が別に定める機器の購入申出を行い、平成25年3月1日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者については、購入申出のあった機器の販売価格を通常販売価格より10,000円を減額するものとします。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(フラット年間パスポートの特例措置)

第3条 平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間に光モバイル(UQ)サービス(フラット年間パスポートに限ります。)の申込みをし、平成25年4月1日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者には、当該申込に係る料金表 第1表第3の2(料金額)に規定する契約事務手数料3,000円を減免します。

2 平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間に光モバイル(UQ)サービス(フラット年間パスポートに限ります。)の申込みをし、平成25年4月1日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者には、当該申込みに係る利用開始月及び基本契約期間において、料金表 第1表第1の2(料金額)に規定する基本料に3,180円を適用します。

3 平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間に光モバイル(UQ)サービス(フラット年間パスポートに限ります。)の申込みを行うと同時に、当社が別に定める機器の購入申出を行い、平成25年4月1日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者については、購入申出のあった機器の販売価格を通常販売価格より10,000円を減額するものとします。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年6月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(フラット年間パスポートの特例措置)

第3条 平成25年6月1日から平成25年8月31日までの間に光モバイル(UQ)

サービス(フラット年間パスポートに限ります。)の申込みをし、平成25年6月1日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者には、当該申込に係る料金表 第1表第3の2(料金額)に規定する契約事務手数料3,000円を減免します。

2 平成25年6月1日から平成25年6月30日までの間に光モバイル(UQ)サービス(フラット年間パスポートに限ります。)の申込みをし、平成25年6月1日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者には、当該申込みに係る利用開始月及び基本契約期間において、料金表 第1表第1の2(料金額)に規定する基本料に3,180円を適用します。

3 平成25年6月1日から平成25年8月31日までの間に光モバイル(UQ)サービス(フラット年間パスポートに限ります。)の申込みを行うと同時に、当社が別に定める機器の購入申出を行い、平成25年6月1日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者については、購入申出のあった機器の販売価格を通常販売価格より10,000円を減額するものとします。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年9月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(フラット年間パスポートの特例措置)

第3条 平成25年9月1日から平成25年11月30日までの間に光モバイル(UQ)

サービス(フラット年間パスポートに限ります。)の申込みをし、平成25年9月1日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者には、当該申込に係る料金表 第1表第3の2(料金額)に規定する契約事務手数料3,000円を減免します。

2 平成25年9月1日から平成25年11月30日までの間に光モバイル(UQ)サ

ービス（フラット年間パスポートに限ります。）の申込みをし、平成25年9月1日以降に光モバイル（UQ）サービスの提供を開始する契約者には、当該申込みに係る利用開始月及び基本契約期間において、料金表 第1表第1の2（料金額）に規定する基本料に2,514円を適用します。

3 平成25年9月1日から平成25年11月30日までの間に光モバイル（UQ）サービス（フラット年間パスポートに限ります。）の申込みを行うと同時に、当社が別に定める機器の購入申出を行い、平成25年9月1日以降に光モバイル（UQ）サービスの提供を開始する契約者については、購入申出のあった機器の販売価格を通常販売価格より10,000円を減額するものとします。

（特例措置の適用）

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成25年11月5日から実施します。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成25年12月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（フラット年間パスポートの特例措置）

第3条 平成25年12月1日から平成26年2月28日までの間に光モバイル（UQ）サービス（フラット年間パスポートに限ります。）の申込みをし、平成25年12月1日以降に光モバイル（UQ）サービスの提供を開始する契約者には、当該申込に係る料金表 第1表第3の2（料金額）に規定する契約事務手数料3,000円を減免します。

（特例措置の適用）

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成25年12月20日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（フラット年間パスポートの特例措置）

第3条 平成25年12月20日から平成26年1月31日までの間に光モバイル（U

Q) サービス（フラット年間パスポートに限ります。）の申込みをし、平成25年12月20日以降に光モバイル（UQ）サービスの提供を開始する契約者には、当該申込みに係る利用開始月及び基本契約期間において、料金表 第1表第1の2（料金額）に規定する基本料に3,180円を適用します。

（特例措置の適用）

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成26年2月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（フラット年間パスポートの特例措置）

第3条 平成26年2月1日から平成26年2月28日までの間に光モバイル（UQ）サービス（フラット年間パスポートに限ります。）の申込みをし、平成26年2月1日以降に光モバイル（UQ）サービスの提供を開始する契約者には、当該申込みに係る利用開始月及び基本契約期間において、料金表 第1表第1の2（料金額）に規定する基本料に3,180円を適用します。

（特例措置の適用）

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成26年3月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（フラット年間パスポートの特例措置）

第3条 平成26年3月1日から平成26年4月30日までの間に光モバイル（UQ）サービス（フラット年間パスポートに限ります。）の申込みをし、平成26年3月1日以降に光モバイル（UQ）サービスの提供を開始する契約者には、当該申込みに係る利用開始月及び基本契約期間において、料金表 第1表第1の2（料金額）に規定する基本料に2,990円を適用します。

（特例措置の適用）

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年6月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかつた料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(フラット年間パスポートの特例措置)

第3条 平成26年6月1日から平成26年7月31日までの間に光モバイル(UQ)サービス(フラット年間パスポートに限ります。)の申込みをし、平成26年6月1日以降に光モバイル(UQ)サービスの提供を開始する契約者には、当該申込みに係る利用開始月及び基本契約期間において、料金表 第1表第1の2(料金額)に規定する基本料に2,990円を適用します。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年3月23日から実施します。

(経過措置)

第2条 この約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかつた料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

第3条 平成27年3月23日から平成27年6月30日までの間に光モバイル(UQ)サービスの解約、かつ平成27年3月23日から平成27年6月30日までの間に光モバイル(UQ WiMAX 2+)サービスの申込みをし、平成27年3月23日以降に光モバイル(UQ WiMAX 2+)サービスの提供を開始する契約者には、光モバイル(UQ)サービス解約にかかる、光モバイル(UQ)サービス料金表第1表第1の1の(2)及び第3に規定する契約解除料を減免します。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本附則第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成29年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成29年4月1日から実施します。